

1. 明治維新 王政復古→神道的価値に基づく教育構想

- ・ 1870 (明治 3) 神道主義と儒教主義を排除した教育構想
- ・ 1872 (明治 5) 学制発布：立身出世主義・能力主義・実学主義・主知主義⇒産業立国
- ・ 新島の見た明治教育
 - ① 実学を持たない道徳主義 (儒教主義) から道徳を持たない実学主義への転換
 - ② 「知性だけあって道徳上の主義がなければ、その個人は隣人や社会に対して益をなすよりは一層害をなすであろう。とぎすまされた知性はよく切れるナイフに似ている。彼は仲間をそこない、自分自身をもほろぼすことになるかもしれない」

2. 国教論争 天皇側近派 VS 開明官僚派

- ① 1879 (明治 12) 元田永孚 (侍補) 『教学聖旨 (教学大旨・小学条目二件)』
 - ・ 学制以来の教育は主知主義であり、徳育が欠如していると批判
 - ・ 文明開化により道徳が乱れる⇒教育の基本となる「国教」を樹立
- ② 1879 (明治 12) 伊藤博文 (内務卿) 『教育議』で反論
 - ・ 国教は賢哲の登場を待つもので、政府の管制すべきものではない。
 - ・ 高等の生徒に対しては科学に進ませるべきである：混乱は歴史の過渡期の現象
- ③ 元田永孚の反論『教育議附議』⇒伊藤は反論せず侍補の制を廃止



- ・ 明治 14 年に帝国議会の開設の詔書
- ・ 私学の興隆と地方における民権派の台頭を抑止

- ④ 政治的な手段としての道徳⇒「教育に関する勅語」【教育勅語】1890 (明治 23)



「教育と宗教の衝突」論争⇒キリスト教への批判 (共同愛国・孝悌忠信)

3. 占領軍の教育政策 1945 (昭和 20)

- ① 「四大教育指令」10月～12月
 - ・ 第一指令「日本教育制度に対する管理政策」
 - 軍国主義・国家主義の禁止、個人の尊重と基本的人権
 - ・ 第二指令「教員及び教育関係者の調査、除外、認可に関する件」
 - 占領政策に反対する教員の排除
 - ・ 第三指令「国家神道、神社神道に対する政府の保証、支援、保全、監督並びに弘布の廃止に関する件」
 - 公務員が公的な資格で神社に参拝する事を禁止
 - 学校教育から国家神道と結びつくものを除去することを命じる
 - ・ 第四指令「修身、日本歴史、及び地理停止に関する件」
 - この三教科が軍国主義イデオロギーを国民に浸透させた主要因として、授業を停止
- ② 修身教育をめぐる議論
 - ・ 日本の道徳を徹底的に排除する→「日本人の再教育」の障壁
 - ・ 新たにアメリカの社会科を提案→市民教育を通じた道徳教育
 - キリスト教+社会科 (市民教育) ⇒人間教育
 - ・ 宗教を教育から排除した日本における不完全な教育

資料

政教分離の原則→憲法第 20 条と第 89 条

教育基本法第 9 条第 1 項「宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない」

第 2 項「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教活動をしてはならない」